

西海市補助金適正化に関する指針

平成 18 年 6 月 8 日
西海市行政改革推進本部

1. 基本方針

(1) 目的

補助金とは、そもそも公益上の必要がある場合においてのみ交付されるものであるが、本市においては、補助金を交付する基準が明確になっていないため、公益性に疑問符の付く補助金が存在することとなっている。

また、特に団体等への運営費にかかる補助は、一度創設されると既得権化しやすい傾向にあるため、旧来の制度をそのまま引継ぎ、惰性的に継続される傾向にある。

こうした補助金の惰性的交付は、類似した複数の制度が乱立させる結果を招くとともに、補助を受けていない団体との公平性を損なうばかりでなく、団体活動のマンネリ化など団体の自主性が阻害されることにもつながる。

また、財政的に厳しい市の現状を考えた場合、新規の補助を創設しようとする場合には、十分な精査、検討を施した上で導入する必要がある、そうしなければ、真に補助を必要とする事業や団体への補助が、先送りされるといった弊害も引き起こしかねない。

さらに合併間もないこともあり、旧町からの制度を引き継いだ際に、他の制度との十分な調整が図られず、制度間において費用負担のあり方に差が生じている。

これらの補助金にかかる問題点は、補助の交付基準が明確化されていないことと、補助金の公益性や有効性、公平性等について評価、検証し見直すシステムがないことが最大の要因であると考えられる。

今後、一段と厳しくなる市の財政状況を考えた場合、補助金のさらなる削減は避けられないものであり、真に必要な補助を見極め、財源の有効活用を図るとともに、制度間の不均衡を是正し、公平性を確保するために、補助金の適正化を行うものである。

(2) 適正化の視点

補助金の適正化を行うにあたっては、まず、補助制度の本来の趣旨を十分踏まえ、市が補助する必要があるのかという、公益性の確保の視点から検討を行う必要がある。

これに加え、制度間の不均衡是正や既得権化を無くすといった公平性の確保を図るとともに、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ることを視野に入れるものとする。

2. 対象となる補助金の範囲

適正化の対象とする補助金は、原則として、市が行う全ての補助金とする。

3. 適正化の方向性

(1) 既存補助金の見直しの方向性

適正化の対象となる全ての既存補助金について、公益性や必要性、有効性の検証を行い、次に掲げる方向性を検討する。

① 廃止

- 公益性や有効性が低く、廃止すべきもの。

② 統合

- 市の同様の補助があり、有効かつ効率的な執行を図る観点から統合すべきもの。

③ 縮小・改善

- 経費負担のあり方の妥当性や公平性が乏しく、交付額や対象の見直し、あるいは規模の縮小をすべきもの。

④ 継続・拡充

- 公益性、有効性の観点から、今後も継続、あるいは現状より補助対象や規模を更に充実・強化すべきもの。

(2) 適正化のための方策

(1) の見直しの結果、廃止とならなかった補助金及び新たに創設する補助金については、次の適正化のための方策を行う。

① 補助基準の適正化と明確化

補助対象経費や補助率等の補助基準が、他の制度との均衡を損ねているものについては、公平性の観点から見直す。また、「予算の範囲内」など不明確な補助率等を設定しているものや、補助対象経費が不明確なものについては、補助の有効利用促進の観点から、明確な基準を設定する。

② 運営補助の事業費補助への移行

補助とは、本来、事業目的の達成のために行われるべきであり、その事業の公益性や必要性、有効性を持って初めて、その補助金の適正な評価を行うことができる。このような観点から、団体等への運営費的な補助金は、原則として平成20年度までに事業費補助への移行を目指す。

ただし、現実には、補助無しでは運営が困難な団体等も存在することから、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、引き続き運営補助を行うものとする。

また、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合の団体への補助を新たに行う場合は、3年以内の終期を定めて行う。

③ サンセット方式の導入

長期にわたる補助による既得権化等の様々な弊害を防ぐ観点から、また社会経済情勢の変化への対応を考慮して、制度の公益性や必要性、有効性についての見直しを図る観点から、全ての既存補助金について、あらかじめ終期を定めるサンセット方式を導入する。また、その際の終期は、原則として平成20年度までとする。

なお、新規の補助金については、創設時に3年以内の終期を設定する。

④ 公募型補助制度への移行

市民ニーズの多様化や、目まぐるしく変貌する社会経済情勢による市民ニーズの変化に対応するためには、市民の要望に合わせた補助制度を適時に行う必要がある。

また、補助の対象を決定するにあたっては、説明責任の確保の観点から、その過程における透明性を高める必要がある。

このため、市民との協働促進の観点からも、団体等の自主性を損なわない範囲で、市民から応募された事業から、補助対象を選定するといった、公募型制度への移行あるいは導入を検討する。

4. 判定基準

(1) 既存補助金の見直しにかかる判断基準

既存補助金の見直しの方向性を検討するにあたっては、次の指標を判断の基準とする。

① 公益性・必要性

- 市民の福祉の向上等に寄与するものであるか。
- 特定の地域や団体等の利益に供するものでないか。
- 事業の目的が、市の施策として積極的に推進するものであるか。
- 市が行っている他の補助制度により、住民ニーズを満たすことが可能でないか。

② 有効性

- 補助金の交付に対して効果が認められるか。
- 社会経済情勢から見て、事業の目的が住民ニーズに適うものであるか。

③ 経費負担の妥当性

- 補助団体等における会計処理が適切になされているか。
- 補助団体等において、多額の余剰金、積立金を有していないか。
- 補助の対象となった経費に、不適切なものが含まれていないか。
- 団体等の会計に占める補助金の割合が、団体の自主性・自立性を損なうものでないか。
- 国・県等補助金の義務負担分以外の継ぎ足しが行われていないか。

④ 公平性

- 他の補助制度と比較して、補助の割合、補助対象経費等の基準が均衡を欠くものとなっていないか。

(2) 補助基準にかかる判断基準

補助基準の適正化にかかる判断基準は、次のとおりとする。

① 補助対象経費

他の制度との均衡や市民への説明責任を十分考慮し、補助金の本質に照らして不適切なものは、補助対象外とする。

特に、運営費補助などのソフト事業にあつては、懇親会での飲食費や慰労的な研修経費、市の基準を超える旅費、補助事業の遂行に直接関係しない迂回助成など、また、施設整備等にかかるハード事業にあつては、汎用性の高い物品の購入や備品の購入などについては、積極的な見直しを行う。

② 補助率（額）

補助の対象となる事業の公益性に応じ、他の制度との均衡や団体の自主性・自立性を損なわない範囲とする。

5. 適正化の推進

(1) 補助金適正化のための見直し作業にあたっての事務手順

補助金適正化の事務手順は、別紙1「補助金適正化事務手順フロー」に沿って行なうものとし、別紙2「補助金適正化判定フロー」を参考に検討を行い、その結果を別紙3「補助金検討結果調書」及び「集中改革プランにかかる具体的取組内容調査票」に記入する。

検討結果については、本庁の各部内で調整し、財政管理課との協議の後、行政改革推進本部へ提出する。

なお、行政改革本部においては、必要に応じ行政改革推進委員会への諮問を行い市民の意見を反映した後、集中改革プランの中で取りまとめ公表を行う。

また、本部での適正化方針の決定後においては、必要に応じ、各補助金の交付要綱の見直し等を行うものとする。

(2) 取り組み体制

課別における補助金適正化のための見直し作業については、全職員が協力して行うとともに、財政管理課が必要な助言を行う。

なお、この見直し作業は、3年間の間隔で、定期的に行うものとする。

(3) 適正化後の対策と対応

補助金の適切な執行を図るためには、補助制度の適正化のみならず、補助の対象と

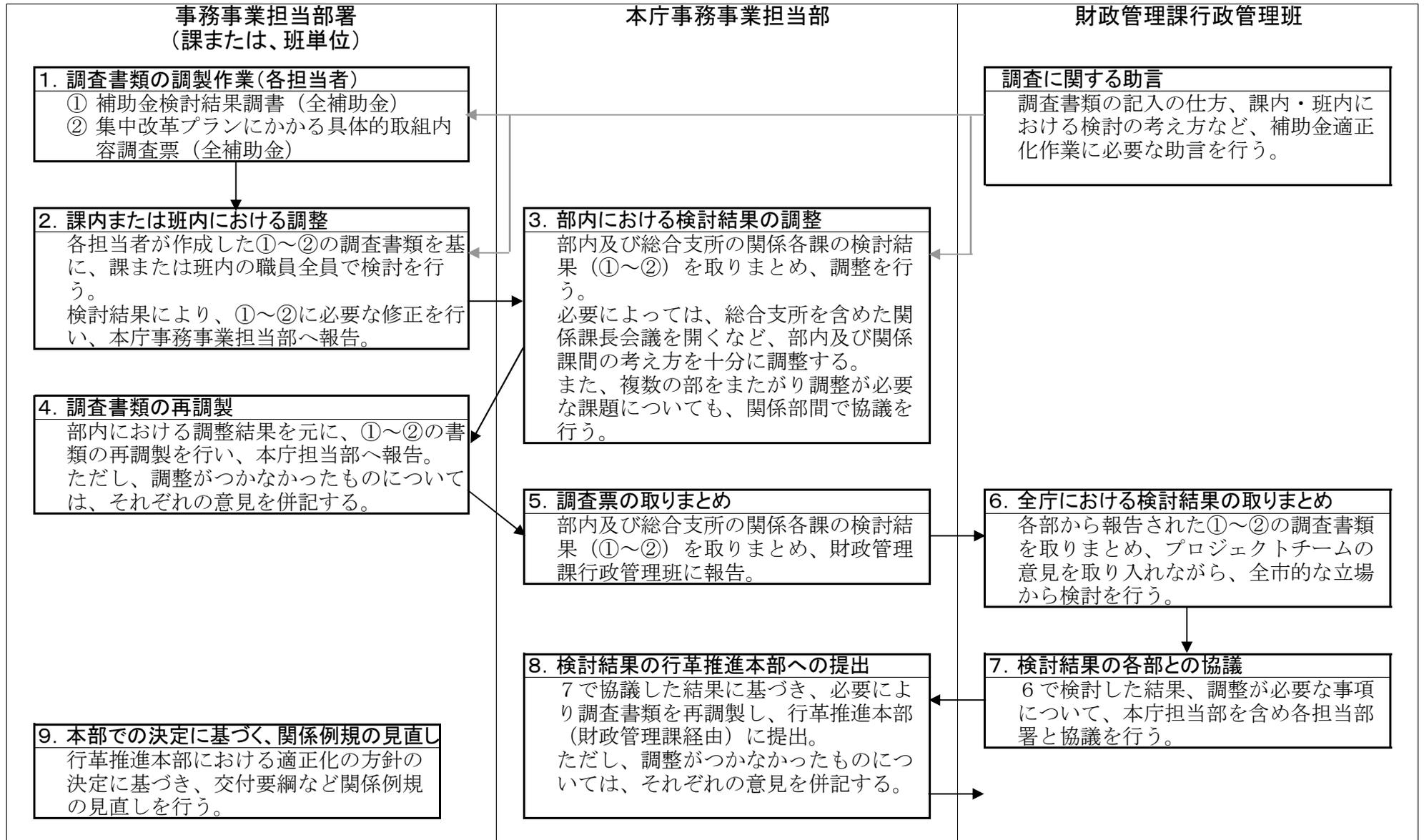
なる団体における、適切な事業の執行が求められる。

しかしながら、申請から実績報告までを担当部署において処理するといった事例も見られることも事実であり、団体の自主性や育成を阻害することはもちろん、補助の有効性や効率性を損なうものである。

このため、補助対象の決定を行う前に、補助を受ける団体等について、補助事業の適切な執行を行える能力があるかを精査するとともに、必要であれば、補助事業の適切な執行に耐えうる組織作りについて、担当部署がフォローすることも検討する。

なお、この見直しによって廃止された補助金の対象団体については、補助金廃止後も持続して活動できるよう、体制作りについて、各担当部署において支援を行うものとする。

補助金適正化事務手順フロー



補助金適正化判定フロー

項目	判定基準	判定区分
1 公益性・必要性	市民の福祉の向上等に寄与するものである。	いいえ → ① はい ↓
	特定の地域、団体(個人)のみの利益に供するものでない。	いいえ ↓ はい ↓
	事業の目的が、市の施策として積極的に推進するものである。	いいえ → ② はい ↓
	市が行っている他の補助制度では、住民ニーズを満たすことができない。	いいえ → ③ はい ↓
2 有効性	補助金の交付に対して、効果が認められる。	いいえ → ④ はい ↓
	社会経済情勢から見て、住民ニーズに適ったものである。	いいえ → ⑤ はい ↓
3 経費負担の妥当性	補助団体等における会計処理が適切になされている。	いいえ → ⑥ はい ↓
	補助団体等において、多額の余剰金、積立金を有していない。	いいえ → ⑦ はい ↓
	補助の対象となった経費の中に、不適切なものは、含まれていない。	いいえ → ⑧ はい ↓
	団体等の会計に占める補助金の割合が、団体の自主性・自立性を損なうものでない。	いいえ → ⑨ はい ↓
	国・県補助金等の義務負担分以外の継ぎ足しが行われていない。	いいえ → ⑩ はい ↓
4 公平性	他の補助制度と比較して、補助の割合、補助対象経費等の基準の均衡が取れている。	いいえ → ⑪ はい ↓
		いいえ → ⑫
判定区分による見直し区分	判定区分 → ①～②, ④～⑤ 見直し区分 → 廃止 見直し区分の説明 → 廃止すべきもの	③ 統合 他の制度と統合すべきもの
改善・改革の目標	廃止・統合の実行 目標 年度まで	補助基準の明確化 目標 年度まで
	事業費補助への移行 目標 年度まで	サンセット方式の導入 終期 年度まで
	公募型補助制度への移行 目標 年度まで	

補助金検討結果調書

補助金名					
根拠となる例規名称 (交付要綱など)					
予算科目		款・項・目		予算事業番号	
事務担当	所管部課			作成者	
補助の対象					
補助率等					
補助の目的					
検討結果					
判定区分		見直し区分		目標年度	平成 年度までに
改善・改革の方針				検討結果の理由	
補助基準の明確化		平成	年度までに		
事業補助への移行		平成	年度までに		
サンセット方式の導入 ※		終期	平成 年度		
公募型補助制度への移行		平成	年度までに		

※ サンセット方式の導入については、全ての補助金について記入すること。